

離職退去者の利用可能な住戸一覧

目的外使用

都道府県名	事業主体名	住宅(団地)名	所在地	区分	入居可能戸数	間取り	使用料(家賃)	入居要件	その他(使用期限等)
大分県	大分市	数戸新S49住宅	大分市数戸新町7番	1	2	3K	5,000	次の条件を全て満たす者(1)大分市民又は勤務地が大分市内のもの(2)企業の人員削減に伴い、社員寮等を退去し、かつ住居に困窮するもの 必要書類(退職証明書、寮・社宅等退去証明書等) 敷金(なし)	入居期間は次の雇用先や住居を決めるまでの間(最長6ヶ月)とし、特別の事情がある場合には6ヶ月の再契約を認める。 【連絡先】 商工労働課 097-537-5964 住宅課 097-537-5634
	別府市	鶴見住宅	大分県別府市朝日ヶ丘町	1	1	3K	(6,200)	次の要件をすべて備えている方 (1)平成20年12月1日以降に会社の都合により離職された非正規労働者等で、離職時に別府市に住民票を有する者で、離職により、現に住居している会社等の寮(社宅)から退去を余儀なくされ、現在住居の確保に困窮している者。 (2)雇用の意欲が認められ、就職に向けた就職活動を行うこと。 (3)入居しようとする家族全員が暴力団員でないこと。	原則6ヶ月 場合によっては更新できます。ただし最長1年までです。 【問合せ先】 商工課0977-21-1132 建築住宅課0977-21-1478
	宇佐市	尾永井団地	大分県宇佐市大字尾永井443番地の4	1	1	2K	2,800	人員削減などによる解雇等に伴い寮などの退去を迫られ、住まいに困っている非正規社員が対象となる。(単身又は家族は問わない) (1)以下のいずれかの要件を満たす者 ①宇佐市内に住民票がある者 ②市内の事業所で勤務していた者 ③県内企業に勤務し、市内に居住していた者 (2)必要書類 ①讀書 ②本人及び連帯保証人の住民票・印鑑証明書 ③解雇された(される)ことが証明できる書類	①貸付期間:最長1年 ②敷金・免除 ③連帯保証人:1名(住民票、印鑑証明が必要) 問い合わせ先:宇佐市建築住宅課 住宅係0978-32-1111(内線296・257)
	豊後大野市	市営上津尾住宅	大分県豊後大野市大町町下津尾3396番地1	1	2	3DK	家賃4,400円+浄化槽2,500円	次の要件をすべて備えている方 (1)申込日時点の雇用状況が次のア、イのいずれかに該当する方 ア 既に失業状態にある方。ただし、離職時期は平成20年10月1日以降。 イ 申込日から1ヶ月以内に「解雇」、「雇用契約期間満了による雇止め」により離職することが決定している在職者 (2)離職理由が次のア、イのいずれかに該当する方 ア 解雇 イ 雇用契約期間満了による雇止め (3)喪失する住居が次のア、イのいずれかに該当する方 ア 事業主が管理し労働者に対して貸与する社宅・社員寮 イ 賃貸住宅(アパートなど) (4)雇用の意欲が認められ、就職に向けた就職活動を行っていること。 (5)入居しようとする家族全員が暴力団員でないこと。 必要書類 (1)住民票 (2)離職証明の写し。若しくは、離職したことを証する書類の写し ③ 敷金 免除とする。	使用期間:最長1年 (ただし、本人からの申請により更新しても差し支えないと市長が認める場合は、3ヶ月間を区切りとして延長の措置をとることができる。) 【問い合わせ先】 大分県豊後大野市三重町市場1200番地 豊後大野市役所建設課住宅係 E: (0974)22-1001(内)2358・2359・2360
	小計				6				